

参 考 資 料

資料 1 用語の解説

資料 2 計画策定の経緯

資料 3 島根県環境基本条例

1. 用語の解説

ア行

・ISO14001【p63 ほか】

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に対する国際的な標準規格。環境負荷が継続的に改善されるシステム、つまり環境マネジメントシステムを構築するための要求事項が盛り込まれている。PDCA サイクルの実行により、環境負荷の低減や事故の未然防止が行われる。

・アイドリングストップ【p40 ほか】

必要以上の暖機運転や運転者が車から離れている間、荷物の積み降ろしの間等の unnecessary エンジンのかけっぱなし（アイドリング）をやめ、さらに、休憩中、人待ち・客待ちのための停車中のアイドリングについても、気候等の状況を考えなるべくやめること。

・アスベスト【p39 ほか】

天然に存在する繊維状の鉱物。耐熱性に優れるなどの特徴から、建築材などに広く利用されていた。しかし、繊維が肺に刺さることで肺がん等の原因となることが明らかになり、日本では大気汚染防止法により 1989 年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

・一酸化炭素【p39 ほか】

炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。高濃度の汚染にさらされると、中毒症状として頭痛、めまいから始まり、死に至ることもあるため、1970 年に人体への影響を生じさせない汚染レベルとして環境基準が定められている。

・一般廃棄物【p3 ほか】

家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物（p80 参照）以外のもの（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ゴミなど）が該当する。

・磯やけ【p28 ほか】

浅海域に生えているコンブやワカメ、その他多くの種類の海藻が減少し、サンゴモ（石灰藻）と呼ばれる、うすいピンク色をした硬い殻のような海藻が、海底の岩の表面を覆いつくした状態をいう。藻場消失の原因となるため、海の生態系に深刻な影響を及ぼす。

・エコアクション 21【p63 ほか】

環境省が定めた環境マネジメントシステムのこと。中小事業者の環境への取組を促進する

とともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業所における環境マネジメントシステムのあり方を規定している。導入費用や、実施事項などの面で、ISO14001 に比べて比較的取り組みやすい内容で構成されている。

・エコショップ【p57 ほか】

環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗のこと。島根県では、「エコショップ認定制度」を設け、上記の活動に取り組む店舗をエコショップとして認定している。

・エコツーリズム【p21 ほか】

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

・エコライフチャレンジしまね・環境家計簿【p70 ほか】

環境に負荷を与える行動を記録するため、家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿のこと。必要に応じて点数化し、収支決算のように一定期間の集計を行い、生活行動を環境に配慮した行動へと改善していくために用いられる。県が独自で開発したものを、「エコライフチャレンジしまね」という。

・(島根県)エコロジー農産物【p30 ほか】

農薬や化学肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農業への取組を推進するため、島根県が独自に認証する農産物。持続農業法に基づいて持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し知事の認定を受けた農業者（エコファーマー）が生産し、堆肥などで自然にやさしい土作りを行った水田や畑で生産し、減農薬・減化学肥料で栽培したものが認証される。

・エネルギーの使用の合理化に関する法律【p2】

通称「省エネ法」。石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定された。平成 20 年の改正により、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の 1 年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500 キロリットル以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けることが義務付けられた。

・LED【p47】

「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のことで、「Light Emitting Diode」の頭文字をとったもの。1990 年代半ばから、新しい照明用光源として注目されるようになった。既存の照明器具と比べて、長寿命・小型・軽量・衝撃に強い・環境に有害な物質を含まないなどの特徴を有している。

・オゾン層【p9 ほか】

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素 (O_2) がオゾン (O_3) に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から 20~25km に存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

・温室効果【p2 ほか】

大気中の微量ガスが、地表面から宇宙空間に放出される熱の一部を吸収し、大気の温度が上昇する現象のこと。赤外線形で放出される熱を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素、フロンガスなどがあるが、近年は特に、人間の活動に伴う二酸化炭素の増加が著しく、気候の温暖化が懸念されている。

・温室効果ガス【p2 ほか】

大気中に存在する、太陽からの熱を地球に封じ込め、地球を暖める働きをもつ二酸化炭素などを指す。産業革命以降、大気中の濃度が人間活動によって上昇し、温室効果が加速されている。京都議定書において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC 類、PFC 類、SF6 が温室効果ガスと定められた。

力行

・環境アドバイザー【p72 ほか】

(財)しまね自然と環境財団理事長が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のこと。環境アドバイザーは県民や事業者等の環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されている。

・環境カウンセラー【p72 ほか】

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民や NGO、事業者などの行う環境保全活動に対する助言など（＝環境カウンセリング）を行う人材。主に、会社などで環境管理・環境保全のための具体的な取組および計画作りの実績などのある方や、地域の環境保全活動の実施および企画運営などに関わった経験のある方が環境省の実施する審査を経て認定・登録されている。

・環境基準【p1 ほか】

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。現在、大気汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。

・環境マネジメントシステム【p58 ほか】

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めた ISO14001 がある。

・環境リスク【p43 ほか】

化学物質が大量に生産され、消費されることにより、人間や生態系が複雑な経路を通じて長期間にわたり、微量の化学物質に暴露されることから生じる健康と環境に対する悪影響をおよぼすおそれ（可能性）のこと。

・クリーンエネルギー自動車【p14 ほか】

電気自動車やハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車など、炭素や有害物質の少ない燃料を使うことで、排気ガス中の二酸化炭素や硫黄酸化物などが少ない自動車。

・グリーン購入【p58 ほか】

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。

・グリーン調達方針【p58 ほか】

グリーン購入法に基づき、環境にやさしい財やサービスを調達するにあたっての方針を示したもの。島根県では、「島根県グリーン調達推進方針」として、「長期使用が可能であること」「再使用・リサイクルが可能であること」などを調達の方針としている。

・健康項目【p37 ほか】

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。カドミウム、全シアン、鉛、6 価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等 26 項目が定められている。また、要監視項目としてクロロホルム等 27 項目が設定されている。

・賢明な利用【p6 ほか】

ラムサール条約にうたわれる基本理念。地域や国などが協力することによって、湿地の生きものや環境を守りながら活用し、未来へとつないでいくこと。

・光化学オキシダント【p39 ほか】

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質。光化学スモッグの主な原因とされている。

・コージェネレーション【p52】

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に利用するシステム。

サ行

・3R【p2 ほか】

廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) という3つの取組の頭文字をとったもの。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして、経済産業省などが「3R政策」を推進している。

・産業廃棄物【p1 ほか】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・陶器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、以上19品目を処分するため処理したもの」の20種類の廃棄物が該当する。

・産業廃棄物減量税【p70 ほか】

島根県が産業廃棄物排出事業者などに課税している法定外目的税。県内最終処分場に産業廃棄物を搬入する産廃排出事業者や中間処理業者に課税による経済的動機を与えることを通じて、産廃減量化を促進するとともに、その税収を産廃再資源化促進、環境教育の充実など産廃施策費に充てることが目的。税率は産業廃棄物量1トンあたり1,000円。

・酸性雨【p9 ほか】

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で太陽光線、炭化水素、水分などの影響を受け酸化し、雨滴に取り込まれることにより、強い酸度の雨水として降下したもの。通常、pH(水素イオン濃度)5.6以下の雨を酸性雨という。

・CSR【p29 ほか】

Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任という意味で、企業は法律を守り、提供するサービスに責任を持ち、従業員が働きやすい環境をつくり、地域社会に貢献し、地域環境に配慮した活動をしなければならないという、企業のありかたを表現した言葉。

・COD【p37 ほか】

化学的酸素要求量のこと、Chemical Oxygen Demandの略称。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

・自然環境保全地域【p21 ほか】

ほとんどの人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。

・しまね田舎ツーリズム【p23 ほか】

地域の自然、風土や歴史・文化に触れたり地域の人たちとの交流を楽しむ新たな旅行スタイルであるグリーンツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズムなどを総称したもの。

・しまねグリーン製品【p57 ほか】

島根県が認定している、循環資源を使用した製品。「県内の事業所で製造・加工される製品であること」「循環資源の利用率、安全性への配慮、規格等が認定基準に適合していること」などを要件として認定している。認定商品については、循環型社会構築の観点から、島根県が積極的に利用を呼びかけている。

・しまね・ハツ・建設ブランド【p62】

島根県が認定している、県内事業者等により開発、施行または製造される新技術・新工法。県内の建設業者及び建設関連業者が開発、施工又は製造する新技術を募集し、「公共工事に活用できる技術であるか」について評価を行った上で、「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行い、県が発注する公共工事等において、活用機会の拡大が図られるよう、積極的に技術情報の提供を行っている。

・循環型社会【p2 ほか】

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。

2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」においては、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定められている。

・新エネルギー【p8 ほか】

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」においては、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」として定義されており、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電などが該当する。

・水源かん養【p28 ほか】

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有し

ている機能のこと。また、農林業のうち、特に水田が有する保水・防災機能のこと。水田は広い面積に長期間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させるため、かん養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っている。

・ **生物多様性【p2 ほか】**

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。

タ行

・ **ダイオキシン類【p40 ほか】**

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフランとポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの総称で、物の燃焼過程等で非意図的に生成され、極めて毒性が高く、その環境汚染は大きな問題となっている。そのため、廃棄物焼却施設から発生する排出ガス中のダイオキシン類を削減するため、大気汚染防止法及び廃棄物処理法の施行令の一部が改正された。

・ **地下水かん養【p35 ほか】**

降雨・河川水などが地下に浸透し、帯水層に水が供給されること。近年、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下に染み込まなくなり、そのまま海へ流出してしまう減少が顕著になっている。その結果、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。

・ **地球温暖化【p1 ほか】**

人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で地球の平均気温が上がること。温暖化によって、生態系の変化、豪雨や干ばつの増加、海面上昇による土壌浸食、水資源や食糧生産の減少などの深刻な影響をもたらされると考えられている。

平成 17 年 2 月に京都議定書が発効され、これによって我が国は温室効果ガスの総排出量を 1990 年レベルに対し、2008 年から 2012 年までの間に 6%の削減が義務づけられている。

・ **窒素酸化物【p39 ほか】**

窒素の酸化物の総称であり、通称ノックス(Nox)ともいう。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分が一酸化窒素であり、これが大気環境中で酸素やオゾンなどと反応して二酸化窒素に酸化する。温室効果ガスのひとつであり、酸性雨の原因ともなっている。

・ **チャレンジ 25【p2 ほか】**

2009 年 9 月に鳩山内閣総理大臣（当時）が表明した、温室効果ガス排出量の 2020 年までに 1990 年比 25%削減に向けた、温暖化防止のための国民運動を「チャレンジ 25 キャンペーン」とし、2010 年 1 月より開始された。ホームページを通じて個人、企業などの単位で参加

することができる。

・ **中山間地域等直接支払制度【p28 ほか】**

中山間地域で農業生産を継続する農家に対して交付金を交付し、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から導入された制度。平成17年度から、一部見直しを加えた形で再スタートした。

・ **ツリーバンク制度【p31 ほか】**

開発等により伐採が予定されている樹木を掘り取り、一定期間生育した後、公共施設等の緑化に活用する県の制度のこと。

・ **低炭素社会【p2 ほか】**

経済発展を妨げることなしに、温室効果ガス排出を大幅削減した社会のこと。炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存が、温室効果ガスを大量に発生させている。

危険な気候変動を避けるためにも、低炭素社会への移行が求められており、再生可能エネルギーやエネルギー効率の向上、断熱などによる無駄なエネルギー需要の削減など、様々な方策が考えられる。

ナ行

・ **ナラ枯れ【p29 ほか】**

カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する現象。本州の日本海側を中心に発生している。

・ **二酸化硫黄【p39 ほか】**

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で、石炭や石油などの燃焼時に発生する。窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質であり、汚染された大気は呼吸器を刺激してぜんそくなどの障害を引き起こす。代表的な例として四日市ぜんそくが挙げられる。

・ **熱回収【p48】**

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。サーマルリサイクルともいう。サーマルリサイクルはリサイクルと同義語であり、マテリアルリサイクルと対比した言葉としてリサイクルの内容を分かりやすく説明する時などに私用される。

八行

・ばい煙【p39 ほか】

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)をいう。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

・バイオ燃料【p51 ほか】

バイオマス由来の燃料。原料となる生物の生産と消費のバランスがとれていることから実質的に二酸化炭素の排出がない。サトウキビから精製されるバイオエタノールや、食用油から精製されるバイオディーゼル燃料などが該当する。

・バイオマス【p10 ほか】

バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、生物由来の再生可能な有機性資源のうちで化石資源を除いたものであり、バイオマスエネルギーとは、生物体を構成する有機物、例えば、木材、おがくず、ふん尿などを利用したエネルギーのこと。

・バイオマスプラスチック【p51 ほか】

トウモロコシなどのでんぷんや、食品廃棄物等のバイオマスによって作られるプラスチック製品。植物などを原料としており、微生物によって最終的二酸化炭素と水に分解されること、塩素を含んでいないこと、燃やした場合焼却温度が紙と同じといった点が普通のプラスチックと異なる。

・パークアンドライド【p40 ほか】

近くの駅・バス停までマイカーや自転車で向かい、そこから鉄道・バスなどの公共交通機関で職場まで通勤することにより、通勤時間帯の交通量を減らし、渋滞を緩和し、エネルギー消費を抑えるとともに、大気汚染物質の排出削減を目指すシステムのこと。

・BOD【p37 ほか】

生物化学的酸素要求量のこと、Biochemical Oxygen Demandの略称。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示す。

・ビオトープ【p23 ほか】

生物を意味するBioと場所を意味するTopeとの合成語で、動物や植物の生育環境のうち、湖沼、林野のように環境条件および動物性の生体構成が比較的一様な地理的最小単位の空間のこと。

・光（ひかり）害【p75 ほか】

良好な「照明環境」の形成が、漏れ光（照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射される光）によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。

・フィールドミュージアム【p22 ほか】

自然そのものを学習、体験、レクリエーションの場として活用される自然系博物館。島根県の主要な施設としては「三瓶自然館」があり、「フィールドセンター」、「野生鳥獣観察舎」、「自然観察入門広場」、「自然観察路」、「自転車路」、「登山路」等が整備されている。

・富栄養化【p36 ほか】

湖沼などの閉鎖水域が、長年にわたり流域から窒素化合物及びリン酸塩等の栄養塩類を供給されて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく自然現象をいう。近年では東京湾や瀬戸内海などの富栄養化も進んでいる。富栄養化になると、藻類の異常繁茂、水中の酸素消費量が高くなることによる貧酸素化、藻類が生産する有害物質による水生生物の死滅など、様々な弊害が生じる。また、水質の悪化も進み、透明度が低く、悪臭を放つようになり、緑色、褐色、赤褐色等に変色する。

・浮遊粒子状物質（SPM）【p39 ほか】

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。SPM は、微小のため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

・フロン【p53 ほか】

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のこと。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であると指摘されている。

・粉じん【p40 ほか】

物の破砕やたい積等により飛散する物質を指す。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在アスベストが指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めている。

・ポリ塩化ビフェニル（PCB）【p43 ほか】

ベンゼン環が 2 つつながったビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたもの。熱安定性、電気絶縁性に優れ、コンデンサー等、様々な用途に利用されたが、カネミ油症事件などでその毒性が注目され、現在は製造・輸入が禁止されている。

マ行

・水と緑の森づくり税【p28 ほか】

島根県の県民税均等割として課税されている。水資源のかん養、県土保全、緑の景観等す

すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指している。

・ **ミティゲーション【p23 ほか】**

開発に伴う環境への影響を緩和させること又は開発によって損なわれる環境を復元し、それらが不十分な場合には、その場所又は他の場所に同様な環境を再生したりすること。

・ **モーダルシフト【p42 ほか】**

輸送手段を変更するという意味合いの言葉であるが、交通に関連する環境保全対策の分野では、より環境負荷の小さい手段に切替える対策を総称してこのように呼んでいる。運輸部門の二酸化炭素発生量の大半は自動車によるため、狭義には二酸化炭素発生量の削減を目的とした、トラックによる貨物輸送から、鉄道や船舶に転換することをさすこともある。

・ **藻場【p29 ほか】**

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所。海草・海藻類は、プランクトンをはじめとした多くの海棲生物に酸素を供給し、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。

ヤ行

・ **有機EL【p47 ほか】**

有機材料に電圧をかけることで発光し、既存の照明と比較して省エネルギー、発熱量が少ない、環境にやさしいなどの特徴がある。携帯電話やテレビのディスプレイとして実用化されている。

・ **ヨシ原【p36 ほか】**

ヨシの群落。ヨシには水の汚れを沈める働きや、水中のリンを養分として吸い取る働きがある。

ラ行

・ **ラムサール条約【p3 ほか】**

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。条約が採択されたイランの町名にちなんでラムサール条約と呼ばれる。締約国が国際協力により湿地の保全や賢明な利用（ワイズユース=wise use）を進めることが目的。2005年11月に宍道湖・中海が登録されている。